

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

1. 事業概要

(1) 対象者

(ア) 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)(非課税世帯)

(イ) (ア)のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(ア)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

(2) 給付額

給付対象1世帯に対して10万円

(3) 対象者見込み数(推計値)

(ア) 非課税世帯数 56,597世帯

(イ) 家計急変世帯数 4,000世帯

(4) 予算

歳入/歳出:6,339,193千円

2. 今後のスケジュール(予定)

令和4年	1月中	委託事業者との調整・契約、送付物印刷、システム開発等
	2月3日	非課税世帯確認書送付、申請受付開始
	2月15日	家計急変世帯相談受付開始
	5月6日	非課税世帯確認書返送受付期限
	9月30日	家計急変世帯申請受付終了

3. 事業内容

(1) 申請方法

(ア) 非課税世帯

- ① 区が口座情報を把握できている世帯については、確認書に口座情報を印字したうえで対象世帯に送付する。対象世帯は簡易な確認事項をチェックして返送していただく。
 - ② 区が口座情報を把握できていない世帯については、確認書に口座情報等を記入のうえ、本人確認書類、および口座情報が分かる書類(通帳・キャッシュカードのコピー等)を添付して返送していただく。
 - ③ PC・スマホ等を活用したオンライン手続きや処理状況の確認を可能とする。
- (イ) 家計急変世帯については、対象世帯より必要書類等を添付のうえ申請していただく(原則郵送申請を想定)。申請書等は区HPからもダウンロードできるように提供する。

(2) 周知方法

区HP、広報しながわ、区各施設(暮らし・しごと応援センター、地域センター等)でのポスター掲示やチラシの設置、また、品川区社会福祉協議会やハローワーク等へ周知の協力依頼を行う。

(3) 申請サポート

主に高齢者や障害者の方への周知および申請サポートについて、関係団体と調整中。

4. 相談対応など

1月17日	コールセンター開設
2月1日	相談ブース開設(第二庁舎3F)
3月1日	相談ブース移転(中小企業センター 大または中講習室)

5. その他

返送・申請先: 品川区役所生活福祉課 生活支援臨時給付金担当